

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案について  
( 概要 )

1 . 背景

直交集成板 ( C L T ) を用いた建築物については、平成 28 年 4 月 1 日に一般的な設計法が基準化され ( ) 従来と比較して容易に建築が可能となったところ。

( C L T パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件 ( 平成 28 年国土交通省告示第 611 号 ) )

一方、長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合には、C L T の曲げ及びせん断の基準強度について、これまでの実験等による知見を踏まえて使用可能な C L T の層構成が限定されている。

今般、新たに実験等によって性能が確認された層構成について、使用することが可能となるよう特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件 ( 平成 13 年国土交通省告示第 1024 号 ) の所要の改正を行う。

2 . 概要 ( 別紙「新旧対照表」参照 )

長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合における C L T の曲げ及びせん断の基準強度のうち、以下の層構成について新たに基準強度を定めることとする ( 下線を付したものが追加する層構成 ) 。

< 積層方向かつ強軸方向 >

3 層 3 プライ、3 層 4 プライ、5 層 5 プライ、5 層 7 プライ

< 積層方向かつ弱軸方向 >

3 層 3 プライ、3 層 4 プライ、5 層 5 プライ、5 層 7 プライ、7 層 7 プライ

3 . 今後のスケジュール

公布 平成 30 年 2 月 ~ 3 月 ( 予定 )

施行 公布の日